

鉄道公報発行規程と門司鉄道局局報発行規程

草野, 真樹
九州産業大学 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/7344008>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 40, pp.67-83, 2025-03-25. 九州大学附属図書館付
設記録資料館産業経済資料部門
バージョン :
権利関係 :



【資料紹介】鉄道公報発行規程と門司鉄道局局報発行規程

草 野 真 樹

一 はじめに

本稿では、国有鉄道の主務官庁から発行された『鉄道公報』と地方官署の一つであった門司鉄道局（以下、門鉄と略）から発行された『局報』の発行規程を紹介する。^①

戦前戦後を問わず、鉄道史研究についてはきわめて厚い蓄積がある。いわゆる学界におけるアカデミックな研究は言うまでもなく、鉄道会社の社史、鉄道趣味の分野による文献なども実に豊富である。戦前期の国有鉄道史研究（官鉄・国鉄）も多様な分野からの厚い蓄積をもつが、地域や時期によっては手薄な部分もある。国有鉄道では中央に帝国鉄道庁―鉄道院―鉄道省といった主務官庁があり、一九〇七年四月以降は、現業官署を管轄する地方官署として帝国鉄道管理局が置かれた。主務官庁の改組にともない、地方官署の名称は帝国鉄道管理局から鉄道管理局、さらに鉄道局と変更されるが、それら地方官署についてみると、開局記録や周年記念誌として纏められた局史はあるものの、全般的に記念碑的

な性質がみられ、とくに戦前期は手薄である。^② 本稿が取り上げる戦前期の門鉄においても要覧や各種統計類、観光案内などを除き、自局の歴史をまとめたものは門司鉄道管理局編『鉄道年表』（同局、一九六九）を挙げ得るに過ぎない。

周知のとおり、九州に初めて鉄道が走ったのは、一八八九年十二月のことである。門鉄はそれから八〇年を記念して前述の『鉄道年表』を発行した。同書のあとがきによれば、「門鉄は国鉄の中でも歴史は古い方ですが、過去、このような局史的なものは発行してなく、戦中戦後の混乱期に貴重な史料を紛失、散逸してしまったため、九鉄報告、鉄道五〇年史、鉄道公報、局報、鉄道略年表（本社発行）などを参考にしてまとめ」たという。この門鉄発行の『鉄道年表』は、直前の引用文にみえる『鉄道略年表』^③に倣い作成されている。そのため同じ体裁をとり、記述の主たる根拠資料に鉄道公報を利用している。ただ、門鉄発行の『鉄道年表』では独自に局報が利用されている。その理由は両者の資料的性質の違いによる。

鉄道公報は国有鉄道の主務官庁が発行する日刊の機関紙である。鉄道事業に關係する法令および主務官庁の大臣や總裁が発する業務上の命令、訓示、達などを傳達するために作成し、全国の關係部署に配布された。したがって、鉄道公報は国鉄本体ならびに広く日本鉄道史を知るうえで最も基本的な資料の一つである。

一方、局報は各地方に置かれた鉄道局がそれぞれ発行する日刊の機関紙である。鉄道局は管轄区域内における国有鉄道の現業務およびその付帯業務を掌る。局報は鉄道局長の訓示、達、その他現業従業員が業務上必要とする規程や命令、連絡事項を管轄区域の全従業員に傳達するために作成し、自局の管轄区域に配布された。したがって、局報に記載された情報は、原則として自らの管轄区域内のものに限られる。しかし、逆に言えば、国有鉄道による全国交通輸送システムは中央―地方―現場という三段階で構築されており、地方と現場レベルでの詳細な情報を知り得る唯一の貴重な資料が局報なのである。

こうした資料的性質の違いに加えて、局報の体系的な保存状況は、冒頭に記したような研究動向にも多少の影響を及ぼしている。現在のところ、一般に利用が可能な局報は、北海道立図書館が所蔵する北海道鉄道管理局―札幌鉄道管理局の『局報』⁶と大分大学経済学部教育研究支援室が所蔵する朝鮮総督府鉄道局の『局報』⁷がある。しかし、それ以外の鉄道局発行の局報については所在確認を含めた資料調査から始めなければならぬ。それ故、鉄道公報はこれまでの研究でしばしば利用されてきた一方、局報を活用した先行研究は乏しく、不明なことが多い。国有鉄道史研究の基本文献である『日本国有鉄道百年史』全巻においても、局報に特段ふれるところはなく、記述に際する利用もわずかである。

本稿が取り上げる門鉄の局報については、これまで対外的に非公開とされてきた。しかし、二〇二一年秋以降、九州旅客鉄道株式会社から閲覧の許可を得られ、菅沼明正氏（九州産業大学地域共創学部）を代表とする研究グループによる調査が始まった。⁸今後の本格的な分析に先立ち、本稿では鉄道公報と局報を知るうえで最も基本的な規程の一つである（主として戦前期の）発行規程を紹介したい。よって、発行規程をはじめ各種規程や記載情報の分析は別稿に譲る。

二 鉄道公報発行規程の制定と変遷

数多くの従業員が遂行する膨大な業務の組み合わせで成立する鉄道業において、規程や業務命令を従業員に対し適切に理解、共有、遵守させることは、鉄道の安全、正確、迅速、快適な運行に不可欠である。戦前期の国有鉄道では、それら関係法令や日々の業務命令などを周知徹底するうえで三つの機関紙、すなわち、『官報』、『鉄道公報』、『局報』を用いた。⁹

周知のとおり、官報は法令・条約・予算・告示・国会事項・人事・叙任などを国が一般国民に知らせるために発行する国の公報紙である。一八八三年七月の創刊で、発行は現在まで継続している。官報には鉄道事業に関する法律が掲載される。鉄道公報と局報の掲載事項は本稿に紹介するとおりであるが、これらは三位一体となって、鉄道事業に関する法令や各種の業務命令などを周知徹底する役割を有した。体裁もほぼ同じに整えられたが、編集・発行はそれぞれ別に定められた規程に従った。したがって、とくに鉄道公報と局報の各発行規程を確認しておくことは、

資料的性質や具体的な掲載事項の違いを理解するうえできわめて重要である。

なお、公報と局報で発せられる「達」について説明しておく。当然ながら国有鉄道の事業は、議会と鉄道事業を管轄する鉄道省など国家行政機関が定める法律、命令のもと遂行される。たとえば、戦前期国有鉄道に関する重要な法律として鉄道国有法、鉄道敷設法、鉄道営業法などがある。しかし、こうした法律はいずれも業務の根本について概括的な規律を定めたものであることが多い。したがって、日常の業務遂行に法令だけでは不十分であり、各種の業務について詳細な規則を定め、これを全関係部内に速やかに示達する必要がある。このため国有鉄道部内においてのみ遵守しなければならない規則として「達」がある。総裁や鉄道局長などは国有鉄道の管理者として鉄道事業の遂行上必要なことを職員全般に対して命じる。このとき、大臣が発するものを「大臣達」、総裁が発するものを「総裁達」、鉄道局長が発するものを「局長達」という。したがって、達は前述の法令とは趣を異にして一般の人々には拘束力を持たないが、国有鉄道全職員においては必ず守るべきルールという側面をもつ。¹⁰⁾

表1は鉄道公報発行規程の主たる変遷を示したものである。一九〇六年三月三十一日、鉄道国有法が公布された。国有化によって鉄道事業は全国的規模に急拡大し、これに伴う業務量の増大に対応する新たな主務官庁が必要となった。一九〇七年四月一日、国鉄事業を行う逓信省外局機関として帝国鉄道庁が設置され、同時に鉄道作業局は廃止された。同日から「法規等の伝達をすみやかにし、帝国鉄道庁内の連絡のために、日刊の『鉄道公報』を発行し、法律をはじめとする諸事項を記載して各

表1 鉄道公報発行規程の制定と変遷

年 月 日	事 項	備 考
1904 12 1	鉄道作業局『局報』（日刊）発行開始。長官及び各部長の命令その他辞令、指令、注意事項及び彙報などを掲載し職員職務上の便に供す	
1907 4 1	『鉄道公報』（日刊）を発行し、部課局所に配布開始	
9 25	「鉄道公報発行規程」の制定（達第218号）	※史料1
1908 12 5	鉄道院の新設後も帝国鉄道庁達を襲用し『鉄道公報』を発行	
1909 4 5	「鉄道公報発行規程」の改正（達第243号）	※史料2
6 12	「鉄道公報発行規程」第2条第1号の改正（達第518号）	
1912 7 31	鉄道院において『鉄道公報』の番号を更新し第1号を発行	
1917 1 31	「鉄道公報発行規程」の改正（達第58号）	※史料3
1920 5 17	鉄道省において『鉄道公報』の番号を更新し第1号を発行	
1923 9 14	関東大震災により9月2日から休刊中のところ再開	
1927 12 19	「鉄道公報発行規程」の改正（達第1088号）	※史料4
1943 12 27	「運輸通信公報発行規程」の制定	
1964 4 30	「鉄道公報発行基準規程」の制定	

出所) 日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史 年表』（交通協力会、1972）、日本国有鉄道編『増補改訂 鉄道略年表』（日本国有鉄道、1962）、ならびに『鉄道公報』『局報』より作成。

部局に配布^⑪」が始まる。

戦前期の主たる鉄道公報の発行規程を史料1から史料4に紹介する。

鉄道公報発行規程については、『鉄道法規類抄^⑫』や鉄道規程類を収録した書籍^⑬などでも知ることができる。しかし、収録される規程は、それらの編纂・刊行時点のもので、各年代の規程を網羅するものではない。局報発行規程との相違を明確にするうえで有益であり、ここに紹介する。

一九〇七年九月二十五日、全十二条から成る初めての「鉄道公報発行規程」(史料1)が定められた。一九〇八年十二月五日、鉄道院官制(勅令第二九六号)が公布され、国有鉄道は通信省から内閣に移され、新設の鉄道院が設置された。鉄道公報の発行は、鉄道院の新設後も帝国鉄道庁達の発行規程(史料1)を襲用して続けられたが、一九〇九年四月五日、新たな「鉄道公報発行規程」(史料2)が制定される^⑭。第二条にみられるとおり、全役職員に対して鉄道業務に関係する法令、大臣・総裁の命令や訓示、執務上の注意事項などが通達されたほか、辞令、賞与、懲戒などが掲載された。

大正期には一九一七年一月三十一日制定の「鉄道公報発行規程」(史料3)、昭和期には一九二七年十二月十九日制定の「鉄道公報発行規程」(史料4)へ改正された。これら四つの発行規程から、戦前期鉄道公報の基本事項を知ることができる。なお、鉄道公報の発行元は、帝国鉄道庁―鉄道院―鉄道省―運輸通信省―運輸省―日本国有鉄道総裁室文書課と推移するが、発行そのものは国家直営の時代から戦後の公社時代まで続き、分割民営化の前日の一九八七年三月三十一日をもって廃止された。

三 門鉄局報発行規程の制定と変遷

局報の主たる発行規程を史料5から史料9に紹介する。表2は門鉄局報発行規程の変遷をまとめたものである。局報の発行は九州帝国鉄道管理局が設置された日、すなわち一九〇七年七月一日から始まる。発行開始時は、正式な規程はまだ整備されておらず、同日付「号外」で掲載事項が周知された(史料5^⑮)。最初の正式な規程は、一九一一年三月二十五日「九州鉄道管理局局報発行規程」(史料6)で定められた。詳細な分析は別稿に譲るが、発行に関する事務は庶務課長が掌理し、鉄道公報と同様、日曜・祭日・公休日を除き毎日発行された。印刷と校正は庶務課が担当した。

一九一九年六月、発行規程は「門司鉄道管理局々報並門管旬報発行規程」(史料7)へ改正される。この改正による最大の変更は局報を甲と乙に二分類した点にある。局報は発行以来、すべての達を同一日付の号に掲載した。しかし、日々発せられる達の蓄積は膨大な数にのぼる。迅速かつ効率的な達の閲覧に考慮して甲と乙が区別された^⑯。すなわち、甲は「永久ニ亘ル法規成例ニ属シ規程上加除ヲ要スヘキモノ」、乙は「甲ニ掲載スヘキ事項ヲ除キタルモノ」と定められた。以後、局達甲は現業事務取扱上、一般従業員の永久的準則となるべきもの、局達乙は臨時列車運転、特殊乗車券発売など一時的命令に属するものと区別されたのである。門鉄では一九一九年六月二日(月曜)から達甲を独立させ、『局報(甲)』第一号を発行し、『局報(乙)』を継続の第二〇三二号として発行した。なお、本規程の名称にみえる「門管旬報」は同年六月五日に『汽笛』という名称で第一号が発行された。第一号の冒頭で大道良太局長は「凡そ心

表2 局報発行規程の変遷（門司鉄道局）

年 月 日	事 項	備 考
1907 7 1	九州帝国鉄道管理局『局報』の発行開始。局報掲載項目の通達	※史料5
1911 3 25	「九州鉄道管理局局報発行規程」の制定（局達第44号）	※史料6
1915 4 27	「局報注意事項」	1919年6月1日廃止
1919 6 3	「門司鉄道管理局々報並門管旬報発行規程」の制定（門管達甲第58号）	※史料7
7 21	局報並門管旬報発行規程中ノ改正（門管達甲第92号）	第5条中一部の削除
1920 1 1	局員の職務及び勤務の指定には辞令書を交付せず、局報掲載をもってこれに代える（依命通牒）	
7 13	「局報並門鉄旬報発行規程」の一部改正（門鉄達甲第70号）	第5条の一部を「土曜日及び7月11日より9月10日までは正午12時」とする
1921 7 1	印刷場が新築完成し移転	
1926 9 18	「局報並門鉄旬報発行規程中改正ノ件」（門鉄達甲第331号）	第5条中の「午後2時」を「午後1時」とする
1929 10 18	「局報並門鉄旬報発行規程中改正ノ件」（門鉄達甲第364号）	第5条中の「午後1時」を「正午」とする
1938 8 10	「門司鉄道局々報並門鉄旬報発行規程中改正ノ件」（門鉄達甲第153号）	件名の「門鉄旬報」を「門鉄月報」とする
1940 8 23	「局報並門鉄月報発行規程中改正ノ件」（門鉄達甲第175号）	件名の「門鉄月報」を「門鉄旬報」とする
1942 3 6	「局報並門鉄旬報発行規程中改正ノ件」（門鉄達甲第61号）	件名の「局報並門鉄旬報発行規程」を「局報並門鉄」発行規程とする
5 1	「局報並門鉄」発行規程中改正ノ件」（門鉄達甲第121号）	件名の「並門鉄」と第11～13条を削除
1944 3 22	「局報発行規程中改正ノ件」（門鉄達甲第50号）	第2、5、7、10条を一部改正
1950 9 13	「局報発行規程中改正について」（門鉄達甲第50号）	※史料8
10 3	「門司鉄道管理局局報発行規程」の制定（門鉄達甲第76号）	※史料9
1966 1	「門司鉄道管理局局報発行基準規程」の制定（門鉄達第12号）	

出所）日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史 年表』（交通協力会、1972）、日本国有鉄道編『増補改訂 鉄道略年表』（日本国有鉄道、1962）、ならびに『鉄道公報』『局報』より作成。

を一にする方法として相互に意思の疎通と云ふことを図らねばなりません、勿論公報あり局報あり此の目的に副ふやうには成つて居りますけれども、公報、局報は袂を着た体裁であつて打寛ひで互に隔意の無い又面白可笑しく話し合ふと云ふには余り適当ではありません、依て我管理局二万三千の人々が最も親しく最も睦しく互に心を一にして交際ふ方法として茲に門管旬報即ち『汽笛』を発行することに致しました」と発行の背景と理由を述べている。本規程は三十年強の長期間にわたり運用された。

最後に戦後期の規程を紹介する。一九五〇年九月、規程が改正されて第十一条から第十三条が加えられ（史料8）、一九五〇年十月三日、新たに「門司鉄道管理局発行規程」（史料9）が制定・施行される。局報は発行以来、管轄区域の関係各所・関係者のみに配布された。だが、本規程の施行以降、号外・附録・別冊などを除き、局報の購読を希望する外部の希望者には有料で頒布された。一九六六年制定の「門司鉄道管理局局報発行基準規程」は現在のところ全文を確認できていないため、機会を改めて紹介したい。

これらの局報発行規程をはじめ、局報（甲）に掲載された主たる規程類を知る手段に『規程類抄』がある。これは職務上の参考に供するため、各鉄道局庶務課において編纂されたものであり、各鉄道局の規程類抄が現存するならば、主たる規程類を確認できることになる。

門司鉄道局は一九二一年四月「規程類抄編纂整理規程」¹⁷を制定した。同規程によれば、編纂配布は庶務課担当（第一条）、掲載事項は「局報（甲）ニ掲載シタル事項ヲ登載スルモノトス 但シ図表類又ハ別冊等ニシテ厩大ナルモノハ之ヲ省略スルコトヲ得」（第二条）とされた。規程類抄の編別は第一編総則、第二編工務、第三編工作、第四編運転、第五編電気、第六編営業、第七編經理、第八編船舶から構成され、三か月毎に加除追録を発行するとされた（第四条）。規程類抄の配布を受ける関係部署においては責任者を定め、貸与、保管及び追録の加除整理に当たることとされた（第五条）。

しかしながら、門鉄の規程類抄はこれまでの研究グループによる調査で確認されていない。また、本来的に外部への配布を目的とするものではないため、国内大学図書館や公立図書館などでも所在は確認できない。現時点では、われわれ研究グループが閲覧を許可された原資料からしかその内容を知ることができない。前述のとおり、発行規程は局報を知ろうえで最も基本的な規程の一つであり、本稿で紹介する所以である。また、局報（乙）については別途纏められたものではなく、その内容は原資料からしか知り得ない。

規程の紹介にあたり、旧字体はすべて常用漢字に改めた。体裁は原資料の忠実な再現を心がけたが、必ずしも同じではない。また、同一の規程内に「配付」と「配布」の併用もみられるが、原文のままである。

四 鉄道公報発行規程の紹介

史料1 一九〇七年（明治四十）制定の鉄道公報発行規程（出所：『局

報』一九〇七年九月二十六日、第七五号、九州帝国鉄道管理局、総裁達）

○達第二一八号（九月廿五日）

一、鉄道公報発行規程ヲ別紙ノ通相定メ本月廿五日ヨリ施行ス
二、総裁技監部長及調査所長ノ発スル命令ハ之ニ掲載スルヲ公式ト定ム但シ必要アルトキハ主務部ヨリ発スル公文ヲ以テ之ニ代フルコトアル可シ

三、明治三十七年十一月達第一七八号同三十八年一月達第五号同年四月達第七一号ハ鉄道公報発行規程施行ノ時ヨリ之ヲ廃止ス

右通達ス

（別紙）

鉄道公報発行規程

第一条 鉄道公報ハ日曜日祭日及公ノ休日ヲ除ク外毎日之ヲ發行ス

第二条 公報ニハ左ノ事項ヲ掲載ス

一、法律、勅令、省令、訓令、告示、公達、達（官設鉄道ニ関スル一切ノ法律勅令通信省令訓令告示公達）

二、達（総裁、技監、部長、調査所長ノ発スルモノ）

三、訓示（大臣、総裁、技監、部長、調査所長ノ発スルモノ）

四、辞令（雇員以上ニ関スルモノ）

五、賞与、懲戒（傭人以上ニ関スルモノ）

六、指令（指令又ハ回答ニシテ執務ノ参考トナルヘキ事項）

七、注意事項（通牒其他執務上一般ノ了知ス可キ事項）

八、彙報（毎日発生スル事件中主要ナル事項）

九、救済組合彙報（救済組合ニ関スル主要ナル事項）

第三条 達又ハ訓示掲載ノ順序ハ左ノ通トス

總裁、技監、総務部長、建設部長、工務部長、運輸部長、經理部長、調査所長

第四条 各部局所場ニ報告委員ヲ置キ其部局所場ノ公報發行ニ関スル事務ヲ処理セシム

各部局所場長ハ予メ報告委員ノ氏名ヲ総務部長ニ通知スヘシ

第五条 各部及調査所所属報告委員ハ翌日發行ノ公報ニ掲載ス可キ原稿ヲ調製次第順次午後二時迄（七月十一日ヨリ九月十日迄ハ午前十一時迄）ニ総務部庶務課ニ送付ス可シ

第六条 高等官、高等事務員、高等技術員及囑托員ノ辞令ハ総務部人事課ニ於テ原稿ヲ調製シ庶務課ニ送付ス可シ

前項ニ掲クルモノヲ除ク外判任官以下ノ者ノ辞令ハ其長官ノ勤務指定辞令ヲ待チ之ト一括シ其部局所又ハ場ノ報告委員ニ於テ規定ニ從ヒ原稿ヲ調製シ遲滞ナク総務部人事課ニ送付シ人事課ハ調査ノ上庶務課ニ送付スヘシ

部局所場長ノ發シタル單行ノ勤務指定辞令ハ之ヲ發シタル部局所場ノ報告委員原稿ヲ調製シ直接総務部庶務課ニ送付スヘシ

第七条 第二条第一号ニ列記セルモノハ総務部庶務課ニ於テ官報又ハ通信公報ニ基キ原稿ヲ調製ス可シ

第八条 原稿ハ一定ノ用紙ヲ用ヒ別ニ定ムル様式ニ依リ調製スヘシ

第九条 達ニ添付スヘキ用紙又ハ図表類ニシテ活字印刷ニ付スルコト能ハス又ハ困難ナルモノハ主務部ニ於テ調製シ關係ノ向ヘ直接ニ配付スヘシ

第十条 賞与、懲戒ニ関スル原稿ハ可成其記事ヲ嚴正ニ且簡約ニスヘシ

第十一条 公報ニ掲載スヘキ事項ニシテ公文ヲ以テ發送シタルトキハ最近ノ公報ニ其旨ヲ掲載ス

第十二条 総務部庶務課長ハ緩急ヲ量リ原稿掲載ヲ翌日以降ニ繰延ヘ又第二条第五号以下ノ原稿ヲ取捨ス（以下、原稿調製様式は割愛）

史料2 一九〇九年（明治四十二）制定の鐵道公報發行規程（出所…『局報』一九〇九年四月六日、第九五号、九州鐵道管理局）

○達第二四三号（四月五日公報）

一 鐵道公報發行規程左ノ通相定ム

二 總裁達ハ之ニ掲載スルヲ公式ト定ム但シ必要アルトキハ公文ヲ以テ之ニ代フルコトアル可シ

三 明治四十年九月二十五日達第二一八号ハ之ヲ廃止ス

鐵道公報發行規程

第一条 鐵道公報ハ日曜日祭日及公ノ休日ヲ除ク外毎日之ヲ發行ス

第二条 公報ニハ左ノ事項ヲ掲載ス

一 法律、勅令、閣令、省令、訓令、告示（鐵道ニ関スルモノニシテ執務上周知スルコトヲ要スルモノ）

二 達（總裁達、會計検査院達等）

三 訓示（大臣、總裁ノ發スルモノ）

四 辞令（雇員以上ニ関スルモノ但シ管理局長ノ發シタル辞令ハ高等官ニ関スルモノヲ除ク外之ヲ掲載セス）

五 賞与、懲戒（雇員以上ニ関スルモノ但シ管理局長ノ權限ニ於テ処

分シタル事項ハ之ヲ除ク)

六 指令(指令又ハ回答ニシテ執務ノ参考トナルヘキ事項)

七 注意事項(通牒其他執務上一般ノ了知スヘキ事項)

八 彙報(毎日發生スル事件中主要ナルモノ)

九 救済組合彙報(救済組合ニ関スル主要ナル事項)

第三条 達ニ添付スヘキ用紙又ハ図表類ニシテ活字印刷ニ付スルコト能ハス又ハ困難ナルモノハ主務部ニ於テ調製シ關係ノ向キヘ直接配布スヘシ

第四条 公報ニ掲載スヘキ事項ニシテ公文ヲ以テ發送シタルトキハ最近ノ公報ニ其旨ヲ掲載ス

第五条 第二条第一号乃至第三号ニ列記セルモノハ官房文書課ニ於テ原稿ヲ調製スヘシ

第六条 各部課局所ニ報告委員ヲ置キ其部課局所ノ公報原稿調製ニ関スル事務ヲ処理セシムヘシ

各部課局所長ハ予メ報告委員ノ氏名ヲ官房文書課長ニ通知スヘシ

第七条 報告委員ハ第五条ニ掲クルモノヲ除ク外其部課局所処理ニ係ル事項ニシテ公報ニ掲載スヘキモノ、原稿ヲ調製シ官房文書課ニ送付スヘシ

第八条 辞令ノ原稿ハ發令者所屬ノ各報告委員ニ於テ調製シ官房文書課ニ送付スヘシ

第九条 賞与、懲戒ニ関スル原稿ハ可成其記事ヲ嚴正ニ且ツ簡約ニスヘシ

第十条 原稿ハ一定ノ用紙ヲ用ヒ別ニ定ムル様式ニ依リ調製スヘシ

第十一条 官房文書課長ハ緩急ヲ量リ原稿掲載ヲ翌日以後ニ繰延ヘ又ハ

第二条第五号以下ノ原稿ヲ取捨ス

午後二時(七月十一日ヨリ九月十日迄ハ午前十時)以後ニ到達シタル原稿ハ翌日發行ノ公報ニ掲載セス

(以下、原稿調製様式は割愛)

史料3 一九一七年(大正六)制定の鐵道公報發行規程(出所:『鐵道公報』一九一七年二月一日、第一三四二号、鐵道院)

○達第五八号

鐵道公報發行規程左ノ通定ム

大正六年一月三十一日

鐵道院總裁 男爵後藤新平

鐵道公報發行規程

第一条 鐵道公報ハ日曜日、祭日、祝日其ノ他ノ休日ヲ除クノ外毎日之ヲ發行ス

第二条 鐵道公報ニハ左ノ事項ヲ掲載ス

一 法令(法律、勅令、閣令、省令、訓令ニシテ鐵道ニ関スルモノ)

二 告示(内閣及各省ノ告示ニシテ鐵道ニ関スルモノ及鐵道院告示)

三 達(大臣達、總裁達、會計検査院達等)

四 訓示

五 辞令(雇員以上ニ関スルモノ但シ鐵道管理局長ノ職務権限ニ属スルモノハ高等官及掛長ヲ除クノ外之ヲ掲載セス)

六 通報(伺定、照会、其ノ他執務上一般ニ注意ヲ要スルモノ)

七 報告(調査報告及統計等ノ類ニシテ参考トナルヘキモノ)

八 雜件(線路ノ不通、衛生、職員ノ教習、重ナル會議、巡察員ノ行

程、総裁、副総裁、技監及局所長等ノ旅行行程、其ノ他日々発生
スル事件中重要ナルモノ)

九 広告

第三条 総裁官房各課所、各局、各建設事務所(以下単ニ各課、局、所
トス)ニ鉄道公報報告委員(以下単ニ報告委員トス)ヲ置キ其ノ課、
局、所ノ鉄道公報原稿調製ニ関スル事務ヲ処理セシムヘシ
各課、局、所長ハ予メ報告委員ノ氏名ヲ総裁官房文書課長ニ通知スヘ
シ

第四条 第二条第一号乃至第四号ニ列記セルモノハ総裁官房文書課ニ於
テ其ノ原稿ヲ調製スヘシ

官報ニ掲載セルモノヲ特ニ鉄道公報ニ転載ヲ希望スルトキハ之ヲ総裁
官房文書課ニ請求スヘシ

第五条 前条ニ掲クルモノヲ除クノ外鉄道公報ニ掲載スヘキモノノ原稿
ハ関係課、局、所ノ報告委員之ヲ調製シ総裁官房文書課ニ送付スヘシ

第六条 原稿ハ別紙様式ニ拠リ調製スヘシ

第七条 達、通報其ノ他ノモノニ附属スル様式、図表等ニシテ印刷ニ付
スルコト能ハサルカ若ハ困難ナルモノハ主務課、局、所ニ於テ調製シ
関係ノ向ヘ直接配付スヘシ

第八条 鉄道公報ニ掲載ノ緩急、順位、第二条第六号以下ノ原稿ノ取捨
及所用活字ハ総裁官房文書課長之ヲ決ス

第九条 原稿カ午後二時(七月十一日ヨリ九月十日迄ノ間及土曜日ニ於
テハ午前十一時)以後ニ到達シタルモノハ之ヲ翌日ノ鉄道公報ニ掲載
セス

第十条 報告委員ハ鉄道公報発行毎ニ主管ノ掲載事項ヲ調査シ若シ誤謬

ヲ発見シタルトキハ直ニ総裁官房文書課ニ通知スヘシ

第十一条 鉄道公報ハ鉄道院ノ各機関ニ之ヲ配付ス

総裁官房各課、所長、各局長、各鉄道管理局長及各建設事務所長ハ其
ノ必要部数ヲ総裁官房文書課長ニ請求スヘシ

第十二条 本規程ノ施行ニ関スル事項ハ総裁官房文書課長之ヲ定ム

附 則

明治四十二年四月達第二四三号ハ之ヲ廃止ス

本達ハ大正六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

(以下、別紙の原稿調製様式は割愛)

史料4 一九二七年(昭和二)制定の鉄道公報発行規程(出所:『鉄道公
報』一九二七年十二月十九日、第二九三号、鉄道省)

○達第一〇八八号

鉄道公報発行規程左ノ通定ム

昭和二年十二月十九日

鉄道大臣 小川 平吉

鉄道公報発行規程

第一条 鉄道ニ関スル法令其ノ他ノ事項ヲ通報スル為鉄道公報ヲ発行ス
鉄道公報ハ日曜日、祝祭日其ノ他ノ休日ヲ除クノ外毎日之ヲ発行シ部
内一般並関係業務者ニ配布ス但シ特殊関係箇所ニノミ配布スヘキ附録、
別冊等ハ此ノ限ニ在ラス

前項以外ノモノニ対シテモ第十一条ニ定ムルコトニ依リ実費ヲ以テ
鉄道公報ヲ配布スルコトアルヘシ

第二条 鉄道公報ニハ左ノ諸欄ヲ設ケ各下記ノ事項ヲ掲載ス

一 詔勅 勅旨

二 法令 法律、勅令、閣令、省令

三 告示 内閣及各省ノ告示

四 訓令 内閣及各省ノ訓令

五 達 鐵道大臣及會計検査院等ノ達

六 訓示 内閣総理大臣及鐵道大臣等ノ訓示

七 辞令 雇員以上ニ関スル辞令但シ鐵道局長ノ職務権限ニ属スル
モノハ高等官及掛長ノモノニ限ル

八 通報 規程類施行上ノ指示其ノ他執務上注意ヲ要スル事項
(地方庁ノ法令等ニシテ関係アルモノヲ含ム)

九 統計 統計類ニシテ参考トナルヘキモノ

十 雜件 線路ノ障害、衛生狀況、地方鐵道及軌道ノ設廢變更、職
員ノ教習、改氏名其ノ他ノ事項

第三条 第二条第一号乃至第六号ニ掲クルモノノ原稿ハ官房文書課ニ於
テ之ヲ調製スヘシ但シ複雑ナル様式図表等ハ次項ノ例ニ依ル

第二条第七号以下ニ掲クルモノノ原稿ハ官房各課所、省内各局、各鉄
道局、直轄各事務所、病院(以下単ニ局所ト称ス)ニ於テ之ヲ調製シ
官房文書課ニ送付スヘシ但シ人事ニ関スルモノハ官房人事課ヲ經由ス
ヘシ

第四条 官報ニ掲載セラレタル法令其ノ他ノ規程類ニシテ鐵道公報ニ転
載スヘキモノハ関係局所ヨリ官房法規課經由同文書課ニ転載方ヲ要求
スヘシ但シ既ニ鐵道法規類抄ニ編纂シアルモノヲ改廢ノ場合ハ官房法
規課ヨリ同文書課ニ転載方ヲ要求スヘシ

第五条 前二条ノ原稿調製ニ関スル事務ヲ処理セシムル為各局所長ハ公

報原稿責任者ヲ定メ予メ其ノ氏名ヲ官房文書課長ニ通報スヘシ

公報原稿責任者ハ其ノ調製ニ係ル原稿余白ニ其ノ認印ヲ押捺スヘシ

第六条 達、通報其ノ他ノモノニ附属スル様式、図表等ニシテ印刷ニ付
スルコト能ハサルカ若ハ困難ナルモノハ各局所ニ於テ之ヲ調製シ関係
ノ向ヘ直接配布スヘシ

第七条 午後一時(七月二十一日ヨリ八月三十一日迄ノ間及土曜日ハ午
前十一時)迄ニ官房文書課ノ受領シタル原稿ハ之ヲ翌日ノ鐵道公報ニ
掲載ス但シ掲載日ヲ特ニ指示シタルモノ及長文複雑ノモノハ此ノ限ニ
在ラス

主管局所ニ於テ校正ヲ為サムトスルモノ及掲載方ニ付特殊ノ注意ヲ要
スルモノノ原稿ニハ原稿余白ニ其ノ旨ヲ朱記スヘシ

第八条 鐵道公報ニ掲載セラレタル事項ハ官房文書課ニ於テ直ニ原稿ト
対照スルノ外立案者ニ於テモ其ノ原議ト対照シ誤謬アルトキハ正誤ノ
原稿ヲ作成シ公報原稿責任者ヨリ官房文書課ニ送付スヘシ但シ人事ニ
関スルモノハ官房人事課ヲ經由スヘシ

第九条 鐵道公報ヲ発行スヘキ日ニ於テ之ヲ発行セサルカ又ハ發送甚シ
ク遅延スルトキハ官房文書課ニ於テ其ノ旨電報若ハ電話ヲ以テ各局所
ニ通知スヘシ

第十条 鐵道公報ノ配布箇所ニ異動ヲ生シ若ハ配布部数ノ増減ヲ要シ又
ハ新ニ配布ヲ要スル箇所生シタルトキハ関係局所長ハ其ノ事由並部数
ヲ官房文書課長ニ申出ツヘシ

第十一条 鐵道公報ヲ購読セムトスル者ハ左記各号ニ抛リ料金ヲ添ヘ経
理局會計課ニ購読ノ申込ヲ為スモノトス

一 購読料一部一箇月金五拾錢(郵税不要)トス月ノ中途ヨリ申込ノ

場合ト雖減額セス

二 購読期間ハ會計年度（三月末日）毎ニ打切り次年度分ハ三月十五日迄ニ申込ムコト

三 申込ノトキハ部数及送付先ヲ明記セル書面ヲ添ユルコト

第十二条 経理局會計課ニ於テ前条ノ料金ヲ収納シタルトキハ配布箇所其ノ他ノ要領ヲ具シ官房文書課ニ通知スヘシ

第十三条 鉄道公報ニ掲載スヘキ原稿編輯ノトキ其ノ掲載ノ緩急、順位及第二条第八号以下ニ掲載スヘキ事項ノ取捨竝鉄道公報ノ形式、配布部数ノ査定其ノ他本規程ノ施行ニ関スル事項ハ官房文書課長之ヲ決ス

附 則

本達ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年二月達第五八号鉄道公報発行規程ハ之ヲ廢止ス

五 局報発行規程の紹介

史料5 局報発行開始時の掲載事項（出所…『局報』一九〇七年七月一日、号外、九州帝国鉄道管理局、彙報）

局報ニハ分テ左ノ通り掲載スベキモ別ニ配布スル鉄道公報ニ記載シアルモノハ之ヲ省略スル故各員ハ其心シテ両報ヲ通読セラルベシ

一、公達欄ニハ鉄道事務ニ関シ参考トナルベキ法令告示及公達ヲ掲載ス

二、局達欄ニハ本局達ヲ掲載ス

三、課達欄ニハ各課長達ヲ掲載ス

四、彙報欄ニハ局員一般ノ参考トナルベキ其他ノ事項ヲ掲載ス

史料6 九州鉄道管理局局報発行規程（出所…『局報』一九一一年三月二十五日、第六八三号、九州帝国鉄道管理局）

○局達第四四号

局報発行規程左ノ通り相定ム

九州鉄道管理局局報発行規程

第一条 九州鉄道管理局局報発行ニ関スル事務ハ庶務課長之ヲ掌理シ日曜日、祭日、及公ノ休日ヲ除ク外毎日之ヲ發行ス

第二条 局報ハ左ノ事項ヲ各欄ニ掲載ス

一、局達 局長ノ發スルモノ

一、注意事項 執務上一般ノ注意スヘキモノ

一、彙報 毎日發生スル事件ノ主ナルモノ

一、辞令 雇員以上

一、特別賞与

一、懲戒

一、公報転載 公報ニ掲載セラレタル主ナル事項

第三条 各課ニ局報々告主任ヲ置キ其課ノ局報掲載事項ヲ処理セシム各課長ハ報告主任ヲ定メ庶務課長ニ通知スヘシ異動ノトキ亦同シ

第四条 局報々告主任ハ翌日發行ノ局報ニ掲載スヘキ原稿ノ調製次第午後二時（土曜日ハ午前十一時）迄ニ庶務課ニ送付スヘシ

但特急ヲ要シ時限内ニ送稿シ能ハサルモノハ予メ庶務課ニ申込ムヘシ
第五条 局報原稿ハ一定ノ用紙ヲ用フヘシ

第六条 局報掲載ニ困難ナルモノハ主務課ニ於テ調製シ関係ノ向ヘ直ニ配付スヘシ

第七条 局報ノ印刷校正ハ庶務課ニ於テ之ヲナスモノトス

但図表類ノ校正ハ各主務課ニ於テナスモノトス

史料7 門司鐵道管理局々報並門管旬報發行規程（出所…『局報（甲）』

一九一九年六月三日、第二号、門司鐵道管理局、局長達）

○門管達甲第五八号（八、六、三）

局報並門管旬報發行規程改定ノ件

局報並門管旬報發行規程左ノ通り定メ大正八年六月一日ヨリ施行ス

門司鐵道管理局々報並門管旬報發行規程

第一条 局長達、辞令、通報其他必要ノ事項ヲ掲載スル為メ門司鐵道管理局々報ヲ發行ス

第二条 局報發行ニ関スル事務ハ庶務課長之ヲ掌理シ日曜日祭日及公ノ休日ヲ除ク外毎日之ヲ發行ス

第三条 局報ニハ左ノ事項ヲ掲載ス

一 局長達

二 局長訓示

三 辞令（雇員以上）

四 賞与懲戒

五 通報（伺定照会其他執務上一般ニ注意スヘキモノ）

六 雜件（毎日發生スル事件中重ナルモノ等）

第四条 局報ハ左ノ區別ニ依リ甲、乙ノ二種ニ分ツ

一 甲 永久ニ亘ル法規成例ニ属シ規程上加除ヲ要スヘキモノ

但シ片面刷トシ規程類抄ト同一型トス

一 乙 甲ニ掲載スヘキ事項ヲ除キタルモノ

第五条 局報ニ掲載ヲ要スル原稿ハ午後二時（土曜日及七月十一日ヨリ九月十日迄ハ午前十時）迄ニ庶務課ニ廻付スヘシ

第六条 局報掲載事項ニ添付ヲ要スヘキ別紙、図表類ニシテ活字印刷ニ附スルコト能ハス又ハ困難ナルモノハ主務課ニ於テ調製シ關係ノ向ヘ直接配布スヘシ

第七条 局報原稿ハ其ノ緩急ヲ量リ掲載ヲ翌日以降ニ繰延ヘ又ハ第三条

第四号以下ノ原稿ヲ取捨スルコトアルヘシ

第八条 局報ノ印刷校正ハ庶務課ニ於テ之ヲ為シ図表類ノ校正ハ各主務課ニ於テ為スモノトス

第九条 職員相互ノ親和ヲ計リ鐵道常識普及ノ目的ヲ以テ門管旬報ヲ發行ス

第十条 門管旬報ノ原稿ハ管内職員ノミ寄稿シ得ルモノトス

第二条前段第七条第八条ハ門管旬報ニ準用ス

附 則

第十一条 左記局達及注意事項ハ本達施行ト同時ニ之ヲ廃止ス

一 明治四十四年三月二十五日局達第四号局報發行規程

二 大正四年四月二十七日局報注意事項（局報ニ伺指令、照会、回答、質疑応答欄設置ノ件）

史料8 局報發行規程中改正（出所…『局報（甲）』一九五〇年九月十三

日、第二一号、門司鐵道管理局、局長達）

○門鐵達甲第五〇号（二五、九、一三）

局報発行規程中改正について

大正八年六月門管達甲第五八号、局報発行規程の一部を次のように改正する。

第十条の次に左を加える。

第十一条 部会に配付する局報は、法令その他相当の事由のある場合のほかは有料とする。

第十二条 局報有料購読希望者は、次の様式の局報購読申込書二通を前月二十日までに文書主幹あて提出しなければならない。継続の場合も又同じ。

注 一 購読期間は、月の始めから九月末日又は三月末日までとし、料金は前納のこと。

二 購読料は一部月額百円。

三 既収の料金は、どんな場合でも返戻しない。

門司鉄道管理局報購読申込書

一部 数

一期 間

一代 金

一 送付先

線

駅 気付

右購読の申込みをします。

年 月 日

申込人住所氏名

門司市栈橋通り

門司鉄道管理局長殿

第十三条 購読料金の徴収方は次によるものとする。

一 主計主幹は、文書主幹から回付された購読申込書によって料金納入者別に収納伝票（徴収要求書）を作成し、これに購読申込書を添えて門司地方経理事務所会計長（収入課）に回付すること。

二 収入課は前号の収納伝票により払込通知書を発行して料金を納入させること。

史料 9 門司鉄道管理局報発行規程（出所…『局報（甲）』一九五〇年十月三日、第三二号、門司鉄道管理局、局長達）

○門鉄達甲第七六号（二五、一〇、三）

門司鉄道管理局報発行規程制定について

門司鉄道管理局報発行規程を、次のように定める。

門司鉄道管理局報発行規程

第一条 局長達及び各長通達、その他業務上の必要な事項を部内一般に通達するため、門司鉄道管理局報（以下局報という）を発行する。

第二条 局報の種類は、甲と乙とに分け、局報甲は必要の都度、局報乙は、日曜日、祝日、その他の休日を除き毎日発行するものとする。

第三条 局報甲には達甲を、局報乙には次の事項を、その順序によつて掲載する。

一 達 乙

二 通 達

（注）各長及び直屬主幹より通達する事項。

三 辞 令

四 賞与懲戒

五 注意事項

六 雑 報

(注) 通達又は注意事項よりも軽い一般通達事項又は情報。

(号 外)

第四条 局長訓話、部外秘抜、その他特種のもは号外とする。

(限定配布)

第五条 号外、附録、別冊、特殊図表等にして一般に配付する必要のないものは、関係の箇所のみ配布する。

(所報の併載)

第六条 局報乙には門司地方経理事務所、北九州営業事務所、九州地方自動車事務所、門司地方資材事務所、下関工事事務所の所報をそれぞれ欄を設けて掲載する。

(注) 所報の形式については各事務所の所達による。

第七条 局報の発行責任者は文書主幹とし、門司鉄道管理局門司印刷場で印刷する。但し、必要により部外者に請負わせることができる。

第八条 局報原稿は、文書主幹の審査を受けなければならない。

(注) 各所報の原稿もこれに準ずるものとする。

(局報掲載)

第九条 文書主幹は、局報原稿を十六時(土曜日は十一時)までに受付けたものは、翌々日の局報に掲載しなければならない。但し、長文のもの又は内容複雑なものはこの限りでない。

文書主幹は、局報掲載の緩急により掲載の延期をすることができる。

第十条 図表その他で活字印刷に付し得ないもの、若しくは困難なものは、主管箇所において作成しなければならない。

(校 正)

第十一条 局報印刷の校正は印刷場において行う。但し、次のものは立案主幹において行うものとする。

一 内容複雑なるもの及び図表類

二 掲載上特に注意を要するもの。

前項但し書により立案主幹において校正を必要とする原稿には、その旨欄外に朱書しなければならない。

(正 誤)

第十二条 立案主幹は、局報に掲載された事項に誤りがあつた場合は、直ちに正誤の原稿を作成し、文書主幹に交付しなければならない。

第十三条 文書主幹は、局報配布部数の査定を行い、配布台張^原を備えて常に配布の適正を期さなければならない。

第十四条 局報配布箇所の異動により、配布部数の増減を必要とする場合又はあらたに配布を必要とする場合が生じたときは、関係箇所長は、その事由並びに部数を文書主幹に申出なければならない。

第十五条 立案主幹において、臨時に印刷部数を増加する必要があるときは、その部数を文書主幹に申出なければならない。

第十六条 局報の配布は印刷場から各箇所直送する。但し、第五条により関係の箇所にのみ配布するもの及び第十五条による増刷のものは、主管の箇所配布しなければならない。

第十七条 局報の頒布を希望する部外者に配布する局報は有料とする。但し、法令その他相当の事由ある場合はこの限りでない。

(注) 部外者に対しては号外附録、別冊等は配付しない。

第十八条 局報有料購読希望者は、別紙様式の局報購読申込書二通を、

前月二十日までに文書主幹あてに提出しなければならない。
継続の場合もまた同じ。

(注)一 購読期間は、四月と十月を更新期とする。

二 購読料は一部月額百円(但し、郵送料を除く。)とし前納すること。
三 既収の料金は、返戻しない。

四 購読料金の徴収方は次によるものとする。

1 主計主幹は、文書主幹から回付された購読申込書によつて、料金納入者別に収納伝票(徴収要求書)を作成し、これに購読申込書を添え門司地方経理事務所会計長(収入課)に回付すること。
2 収入課は、前号の収納伝票により払込通知書を発行して、料金を収納すること。

別紙様式

門司鉄道管理局報購読申込書

一部数

一期間

一代金

一 送付先 線 駅気付

右購読の申込みをします。

年 月 日

申込人 住所氏名印

門司市栈橋通り

門司鉄道管理局長殿

附 則

第十九条 この達は昭和二十五年十月三日から施行する。

第二十条 局報発行規程(大正八年六月門鉄達甲第五八号)は昭和二十五年十月二日限り廃止する。

注

(1) 一九〇七年四月に帝国鉄道管理局が発足し、初の地方官署として九州帝国鉄道管理局(門司)と北海道帝国鉄道管理局(札幌)が置かれた。一九〇八年の鉄道院設置以降は北海道鉄道管理局・東部鉄道管理局・中部鉄道管理局・西部鉄道管理局・九州鉄道管理局となる。一九〇八年韓国併合がなされ、朝鮮総督府鉄道局が置かれた。一九二〇年の鉄道省設置以降は、札幌鉄道局・仙台鉄道局・東京鉄道局・名古屋鉄道局・神戸鉄道局・門司鉄道局となる。一九二八年に神戸鉄道局が大阪に移転して大阪鉄道局と改称し、一九三五年に広島鉄道局、一九三六年に新潟鉄道局、一九四三年に樺太鉄道局、一九四五年に四国鉄道局が設置された。本稿では時期ごとの名称を用いるのは煩雑になるため、一般的な表記においては門司鉄道局(門鉄と略記)を用いる。また、本来は『鉄道公報』と『局報』と表記すべきであるが、これも煩雑になるため、引用などを除き、本文中では鉄道公報、局報と記述する。

(2) 主たるものを年代順に挙げると以下のとおり。広島鉄道局編『開局準備記録』同局、一九三六年、新潟鉄道局編『開局記録』同局、一九三八年、杉谷哲夫編『大阪鉄道局史』大阪鉄道局、一九五〇年、仙台鉄道管理局編『仙台鉄道管理局四十年史』同局、一九六〇年、米子鉄道管理局編『米子鉄道管理局史』同局、一九六三年、日本国有鉄道中国支社編『中国支社三十年史』同支社、一九六六年、秋田鉄道管理局編『秋田鉄道管理局史』同局、

一九六一年、鹿児島鉄道管理局編『鹿鉄十年のあゆみ』同局、一九六〇年、鹿児島鉄道管理局編『鹿鉄局三十年史』同局、一九八二年、広島鉄道管理局編『広島鉄道管理局この十年史』同局、一九七六年。

- (3) たとえば、門司鉄道局編『門司鉄道局要覧』一九三一年のほか、統計類では門司鉄道局運輸課編『産物移動年鑑』一九二八年、門司鉄道局運輸課編『産物と其の移動』一九二五―一九二七年などがある。

- (4) 門司鉄道管理局編『鉄道年表——九州の鉄道八〇年記念——』同局、一九六九年、あとがき。

- (5) 日本国有鉄道編『増補改訂 鉄道略年表』日本国有鉄道、一九六二年。

- (6) 北海道立図書館のホームページから蔵書検索が可能である。同館では明治以降の『局報』を所蔵しており、併せて『鉄道公報』も所蔵・公開されている（『北海道立図書館報』第一八九号、二〇一〇年など参照）。

- (7) 大分大学学術情報リポジトリから検索・閲覧が可能であり、PDFでダウンロードできる。大分大学では『朝鮮総督府鉄道局局報』（一九二七年三月の四二号から一九四〇年十一月の四〇九号まで、欠号あり）と『朝鮮総督府鉄道局公報』（一九四〇年十二月の第一号から一九四三年十月の八二三号まで、欠号あり）を所蔵している（大分大学経済研究所編『大分大学経済研究所所蔵 戦前期文献目録 Ⅲ雑誌編（自大正十年至昭和二十年）』大分大学経済学会、一九八七年、八頁）。大分大学における資料の所蔵経緯については、同文献目録の解説ならびに畠山秀樹『大分大学経済研究所所蔵戦前期文献目録』について『大分大学経済研究所研究所報』第二〇号、別刷、一九八六年などを参照された。

- (8) 資料調査に至る経緯と保存への取り組みについては、菅沼明正『地域社会の理解と国鉄門司鉄道局史料のデジタル化』（宗像優・末松剛・大方優子編『改訂版 九州地域学』見洋書房、二〇二四年）、草野真樹『鉄道資料のデジタルアーカイブ化と意義』（『西日本文化』第五一一号、二〇二四年）

を参照されたい。また、鉄道史学会二〇二三年度第四一回大会において共通論題のテーマに「鉄道史研究の可能性——国鉄門司鉄道局資料をどう活用していくか——」を設定し、研究グループによる報告を行った。『鉄道史学』第四二号（二〇二四年）に共通論題報告要旨が収録されており、併せて参照されたい。

- (9) 草野真樹『門司鉄道局『局報』の資料的性格と位置づけ』（『鉄道史学』第四二号、二〇二四年、共通論題報告要旨）。

- (10) 菅野義丸『鉄道総論（上） 第一巻』陸運研究社、一九四三年、八七―九二頁。

- (11) 日本国有鉄道『日本国有鉄道史 第五巻』交通協力会、一九七二年、二六―三六頁。

- (12) 法規類抄とは『鉄道公報』に掲載された恒久性を帯びる法令類をまとめたものである。たとえば、鉄道院総裁官房文書課編纂『鉄道法規類抄 総則』（大谷仁兵衛、一九二二年、八〇〇―八〇三頁）には一九〇九年制定の『鉄道公報発行規程』が収録されている。

- (13) 鉄道技術社編輯部編『国鉄ポケットブック』鉄道技術社、一九三八年。

- (14) 前掲『日本国有鉄道史 第五巻』二四七頁。

- (15) 現在、閲覧を許可されている資料群のなかに明治期の『局報』（原本）は含まれていない。本稿で紹介する明治期の規程については、福岡県史編纂事業による資料調査の一環として、一九八二年から八六年にかけて実施された日本国有鉄道九州総局の調査時に撮影された資料を利用した。

- (16) 佐藤敬三・阿部繁蔵『鉄道公用文』（鉄道学会出版部、一九二七年）は、日々の業務における公報と局報の重要性をふまえて、甲と乙に分離した理由を次のように説明している（同書、四二―四三頁）。公報と局報についても理解が深まる記述のため、長文になるが引用しておく。

鉄道局報は、従来各種の局長達を全部網羅したものであったが、前述し

た如く、局長達には、法規成例の性質を帯ぶるものと、一時的事柄を処理するものとの二種あつて、前者は恒久性を帯ぶるに反し、後者はその事件の終了と共に、結了するものであるから、両者を併せて同一の局報に掲載するは、局報参照の点に於て、將又局報保存の点に於て、如何にも不便なことが多いため、数年前（大正中頃…引用者注）、局報を甲乙二種類発行することに改め、甲局報には、法規成例となるものを甲達として掲載し、乙局報には一時的命令に属するものを乙達として掲載することにして居る。而して鉄道局長は、業務の性質上日々多数の命令を発し、従業員は之に依り日常の業務を遂行するのであるから、従業員は毎日局長達の内容を閲読し、自己の職務に如何なる關係を有するやを知るの必要がある。換言すれば、鉄道局長の発する命令は、甲達なると乙達なるとを問はず、原則として、局報に掲載せらるゝのであるから、従業員は毎日其の職務に着手するに先ちて、公報の外局報を熟読するの必要がある。処が局報には毎日多数の達が掲載せられて居り、而かも現場の従業員は、夫々服務規程の定むる所に従て、職務の分担があるから、数ある達の中には、自己の職務に關係を有するものと、然らざるものがあり、之を判断する為には、其の達を偶々から偶々まで嚴重に目を通すべきである。併しながら、現場従業員は、限られた定員を以て、迅速に仕事をしなければならぬものであるから、成るべく其の能力を有効に働かす様にすることが、幹部の最も意を注ぐ点である。仍て数ある達の中で、其の達の關係する範圍を、容易に知らしめて、命令の徹底を期することとするのは、最も望ましきことと云はなければならぬ。

(17)

『局報（甲）』一九二二年四月五日、第二五三号、門司鐵道局、局長達、門鐵達甲第一一六号「当局規程類抄編纂整理規程制定ノ件」。その後、本規程は一九二八年に改正され、第四編を第三編に、第七編を第六編に合綴し、第一編総則、第二編工務、第三編運転、第四編工作、第五編電気、第六編

營業、第七編船舶、第八編經理の構成へ変更し、全編を通して六冊に分冊した（『局報（甲）』一九二八年二月六日、第二二四号、門司鐵道局、局長達、門鐵達甲第三三三号「規程類抄編纂整理規程中改正ノ件」）。